# 第１　廃棄物処理法

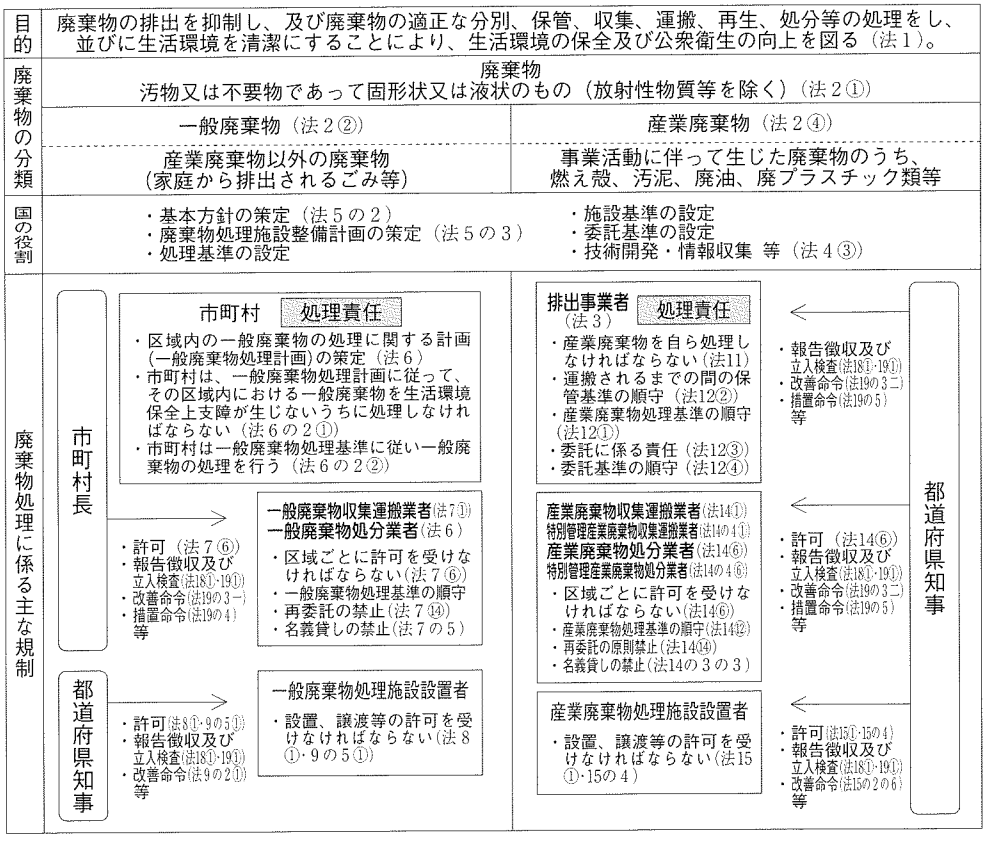
## （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物処理法は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に1970年に制定された法律です。廃棄物の処理責任、処理方法、処理施設、処理業等を包括的に規制する法律となっています。

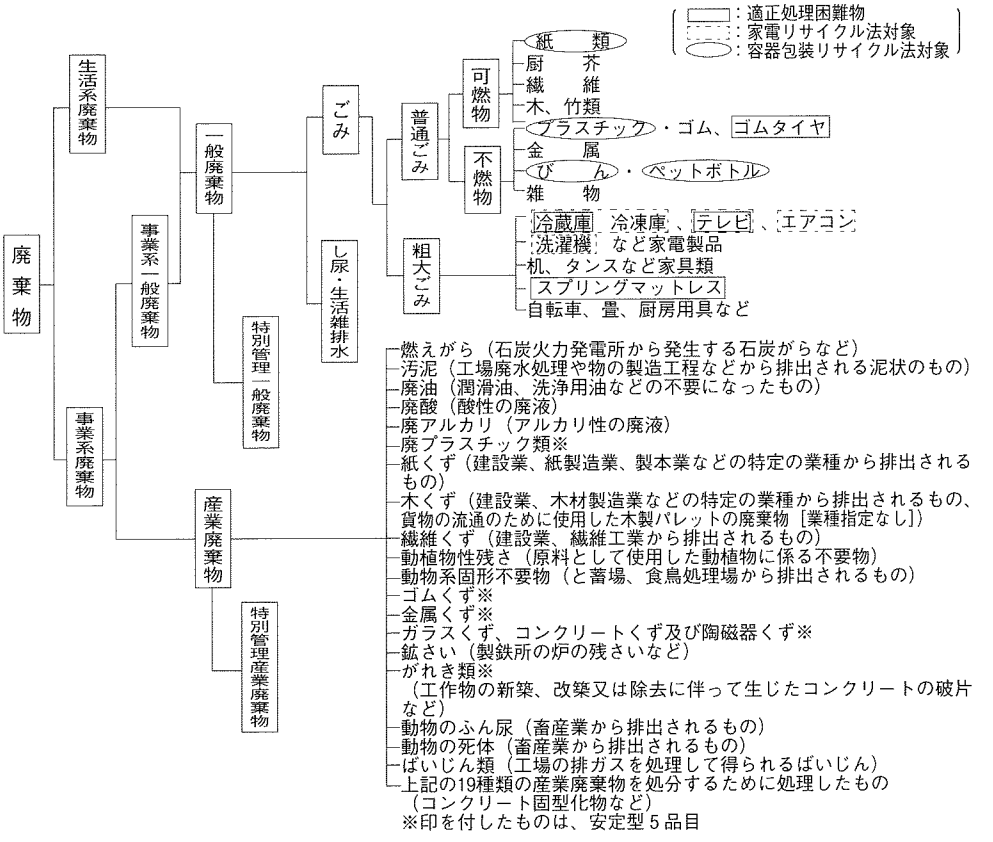
具体的には、廃棄物の種類が定義され、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物も含む。）、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物それぞれについて、収集運搬業者、処分業者等の業者の役割、廃棄物処理施設の設置などについて定められています。また、排出者責任の原則として、排出事業者が産業廃棄物の最終的な処分までの責任を持つことが定められています。

同法は、廃棄物問題の深刻化に合わせて何度も改正が行われています。1997年から施行されている改正では、不法投棄の増加や最終処分場の逼迫という状況を踏まえ、マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度が改正され、排出事業者への規制や罰則が強化されています。

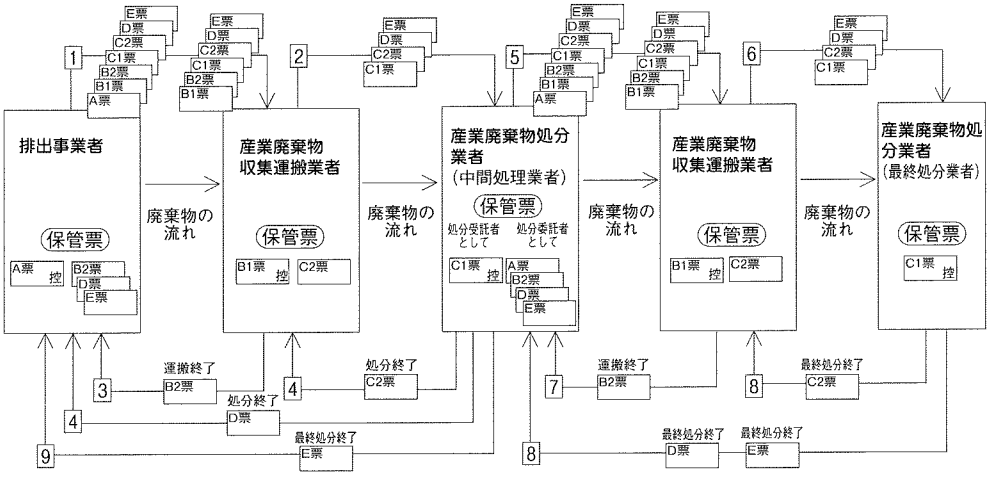
廃棄物処理法の概要



## 廃棄物の種類




## 産業廃棄物管理票の流れ



# 排出事業者

廃棄物を排出する事業者を排出事業者といいます（法3）。排出事業者はまず、産業廃棄物を排出しているかどうかを確認します。それから、多量排出事業者に当たるかどうか、特別管理産業廃棄物の有無等を確認し、必要に応じて義務事項を履行しなくてはなりません。例えば、委託の基準に従った産業廃棄物収集運搬や処分（中間処理）の委託、それに伴う産業廃棄物管理票（マニフェストという。）の交付等は、適正な産業廃棄物処理の実施のために排出事業者が担う重要な役割です。

産業廃棄物を排出せず、一般廃棄物のみの排出の場合、以上の義務は必要ないものの、処理を委託する業者が許可を受けているかどうかの確認などをする必要があります。

排出事業者に対して厳しい罰則が適用されており、不法投棄等に対しては厳格に処罰が下される場合もあります。

## PLAN

| 順守事項 | 詳細順守内容 |
|---|---|
| **産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の把握**<br>＊法2 | 一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の保有状況を確認する。<br>①一般廃棄物＝産業廃棄物以外の廃棄物<br>②特別管理一般廃棄物＝一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの（令1・別表1）<br>③産業廃棄物＝燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等（令2）<br>④特別管理産業廃棄物＝産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの（令2の4・別表2・3）<br>**※特別管理一般廃棄物⇒表1「特別管理一般廃棄物」参照**<br>**※産業廃棄物⇒表2「産業廃棄物」参照**<br>**※特別管理産業廃棄物⇒表3「特別管理産業廃棄物」参照**<br>＊法2、令1・2・2の4・別表1～3 |

〈MEMO〉　一般廃棄物は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物も含む。）以外の廃棄物です。産業廃棄物には、特別管理産業廃棄物を含みます。産業廃棄物は、特定の事業活動に伴う産業廃棄物とあらゆる事業活動に伴う産業廃棄物に分かれています。例えば、廃木材の場合、家具製造業など特定の事業（この場合、家具製造）から排出されると、特定の事業活動に伴う産業廃棄物となります。家具製造業など特定の事業以外、例えば、スーパーからの廃木材は、一般廃棄物となります。ただし、貨物の流通のために使用したパレットは、特定の事業に限定されないので、スーパーから廃パレットを排出する場合でも、産業廃棄物となります。　＊令1・2・2の4・別表1～3

| | |
|---|---|
| 【多量排出事業者】<br>減量計画の作成<br>＊法12⑦ | 減量計画を作成し、都道府県知事に提出する。多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000ｔ以上である事業場を設置している事業者。　＊法12⑦、令６の３、規８の４の５・様式２の２ |

〈MEMO〉　減量計画には、①計画期間、②管理体制、③排出抑制に関すること、④分別に関すること、⑤再生利用に関すること、⑥処理に関すること等を記載し、毎年６月30日までに提出しなくてはなりません。これらの計画及び実施の状況は１年間公表されることになります。

| | |
|---|---|
| 【特別管理産業廃棄物の多量排出事業者】<br>特別管理産業廃棄物の減量計画の作成<br>＊法12の２⑧ | 減量計画を作成し、都道府県知事に提出する。多量排出事業者とは、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50ｔ以上である事業場を設置している事業者。<br>＊法12の２⑧、令６の７、規８の17の２・様式２の４ |

〈MEMO〉　減量計画には、①計画期間、②管理体制、③排出抑制に関すること、④分別に関すること、⑤再生利用に関すること、⑥処理に関すること等に加え、⑦適正処理のために講じる措置等を記載しなければなりません。毎年６月30日までに提出しなければならず、１年間公表されることになります。

## DO

| 順守事項 | 詳細順守内容 |
|---|---|
| 一般廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合の措置<br>＊法６の２⑥⑦ | 一般廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者に委託しなければならない。また、特別管理一般廃棄物の運搬、処分の委託の際には、あらかじめ、種類、数量、性状その他を文書で通知しなくてはならない。<br>＊法６の２⑥⑦、令４の４、規１の17～１の19 |
| 産業廃棄物の収集・運搬及び処分の実施<br>＊法12① | 自社で産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行う場合、産業廃棄物処理基準に従う。<br>※産業廃棄物処理基準⇒表５「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理基準」参照　＊法12①、令６ |

〈MEMO〉　産業廃棄物の収集運搬基準を満たしていれば、産業廃棄物収集運搬業の許可なく自社で運搬することは可能です。

| | |
|---|---|
| 産業廃棄物が運搬されるまでの保管基準<br>＊法12② | 産業廃棄物保管基準に従い保管する。<br>※産業廃棄物保管基準⇒表６「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物保管基準」参照　＊法12②、規８ |
| 産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合の措置<br>＊法12③④ | 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者に委託すること。委託に際しては該当する許可証（産業廃棄物収集運搬業許可証等）の写しをつけた委託契約を結ばなければならない。<br>＊法12③④、令６の２、規８の２～８の４ |

〈MEMO〉　委託契約書には、①委託する産業廃棄物の種類、数量、②運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地、③処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力、④産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力等を記載しなくてはなりません。

| | |
|---|---|
| 【特別管理産業廃棄物の排出事業場】<br>特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分の実施<br>＊法12の２① | 自ら特別管理産業廃棄物の運搬・処分を行う場合、特別管理産業廃棄物処理基準に従う。<br>※特別管理産業廃棄物処理基準⇒表５「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理基準」参照　＊法12の２①、令６の５ |
| 【特別管理産業廃棄物の排出事業場】<br>特別管理産業廃棄物の保管　＊法12の２② | 特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管する。<br>※特別管理産業廃棄物保管基準⇒表６「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物保管基準」参照　＊法12の２②、規８の13 |
| 【特別管理産業廃棄物の排出事業場】<br>特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合の措置　＊法12の２③④ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者に委託すること。　＊法12の２③④、令６の６、規８の14～８の16 |

〈MEMO〉　産業廃棄物の委託に際して実施すべき事項（法12の２③④）に加え、あらかじめ委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、取扱注意事項を明確にしておかなくてはなりません。

| | |
|---|---|
| 【特別管理産業廃棄物の排出事業場】<br>責任者の設置<br>＊法12⑥・12の２⑥⑦ | 特別管理産業廃棄物を排出する事業場は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。　＊法12の２⑥⑦、規８の17 |

〈MEMO〉　感染性廃棄物を発生する事業場とそれ以外の事業場では、必要となる資格要件が異なります。

## CHECK

| 順守事項 | 詳細順守内容 |
|---|---|
| 【多量排出事業者】<br>計画の実施状況の報告　＊法12⑧ | 様式２号の３を使用し、６月30日までに前年度の計画実施状況を都道府県知事に報告する。　＊法12⑧、規８の４の６・様式２の３ |
| 【特別管理産業廃棄物の多量排出事業者】<br>計画の実施状況の報告　＊法12の２⑨ | 様式２号の５を使用し、６月30日までに前年度の計画実施状況を都道府県知事に報告する。　＊法12の２⑨、規８の17の３・様式２の５ |
| 【特別管理産業廃棄物の排出事業場】<br>帳簿の整備<br>＊法12⑪・12の２⑫ | 事業場ごとに帳簿を備え、実施内容（運搬、運搬の委託、処分、処分の委託）に応じ、特別管理産業廃棄物の種類ごとに１年ごとにまとめ５年間保管する。　＊法12⑪・12の２⑫、規８の５・８の18 |

〈MEMO〉　実施内容（運搬、運搬の委託、処分、処分の委託）ごとにそれぞれ下記の事項を記載します。

（運搬）①運搬年月日、②運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、③積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

（運搬の委託）①委託年月日、②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、③運搬先ごとの委託量
（処分）①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
（処分の委託）①委託年月日、②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、③受託者ごとの委託の内容及び委託量

| | |
|---|---|
| **産業廃棄物管理票の記載・交付**　＊法12の３① | 産業廃棄物の運搬・処分（中間処理）を委託する場合は、産業廃棄物の運搬・処分（中間処理）を委託したものの名前等を記載し、マニフェストを交付する。　＊法12の３①、規８の21・様式２の６ |

〈MEMO〉　一次Ａ票など７枚一式のマニフェストを交付することになります。その際は一次Ａ票を控えとして保管します。
その後、運搬終了後、中間処理終了後、最終処分終了後にそれぞれ一次Ｂ２票、一次Ｄ票、一次Ｅ票が回付されます。　＊法12の３②～④

| | |
|---|---|
| **産業廃棄物管理票の保管**　＊法12の３⑤ | マニフェストを５年間保管する。　＊法12の３⑤、規８の26 |

〈MEMO〉　事業者は、最終的に一次Ｂ２票、一次Ｄ票、一次Ｅ票を５年間保管することになります。Ａ票の保管は法律的には義務付けられていませんが、保管するのが望ましいと考えられます。

| | |
|---|---|
| **産業廃棄物管理票の交付状況報告書の提出**　＊法12の３⑥ | 毎年６月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付状況に関し、都道府県知事に提出するものとする。　＊法12の３⑥、規８の27・様式３ |

〈MEMO〉　電子マニフェスト利用者の場合、ホームページ経由で提出できます。

| | |
|---|---|
| **虚偽記載のある産業廃棄物管理票を受け取った場合などの報告**　＊法12の３⑦ | マニフェスト交付から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬及び処分（中間処理）終了を、180日以内に最終処分終了をそれぞれ知らせるマニフェストの写しの交付を受けない場合若しくは虚偽の報告を受けた場合は、上記の期間終了後30日以内に、都道府県知事に報告しなければならない。　＊法12の３⑦、規８の28・８の29・様式４ |

〈MEMO〉　一次Ｂ２票、一次Ｄ票に関しては90日、一次Ｅ票は180日以内に返送されなくてはなりません。その期限を過ぎた場合、都道府県知事への報告が必要です。

| | |
|---|---|
| 投棄禁止　＊法16 | みだりに廃棄物を捨ててはいけない。　＊法16 |
| 焼却禁止　＊法16の２ | 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準等に従って行う廃棄物の焼却以外の焼却は行ってはならない。　＊法16の２ |

〈MEMO〉　工場や事業場等で気軽に焼却を行うと、本項目に該当する場合があります。

## ACTION

| 順守事項 | 詳細順守内容 |
|---|---|
| 罰則　許可業者以外への委託、不法投棄等に関する違反　＊法25①五･六･十四･十五 | 一般廃棄物及び産業廃棄物を許可業者以外に委託した場合（法６の２⑥･12③･12の２③）、不法投棄を行った場合（法16）、基準に従わず焼却を行った場合（法16の２）、一般廃棄物処理基準や産業廃棄物処理基準に対する都道府県知事から措置命令に従わなかったなどの場合（法19の４～19の６）、５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する。　＊法25①五・六・十四・十五 |

〈MEMO〉　不法投棄や基準外の焼却は未遂の場合にも罰せられます。　＊法25②

| | |
|---|---|
| 罰則　委託に関する違反　＊法26一 | 一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・処分を委託する場合に委託基準に従わなかったなどの場合（法６の２⑦･12④･12の２④）、３年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科する。　＊法26一 |
| 罰則　産業廃棄物管理票に関する違反　＊法29三・七 | マニフェストを交付しなかった場合（法12の３①）、マニフェストの写しを保管しなかったなどの場合（法12の３⑤）、６か月以下の懲役又は50万円以下の罰金。　＊法29三・七 |
| 罰則　帳簿の整備、特別管理産業廃棄物処理責任者未設置に関する違反　＊法30一・四 | 帳簿の整備を怠った場合（記載、保管、虚偽の記載等）（法12⑪･12の２⑫）、特別管理産業廃棄物処理責任者を置かなかったなどの場合（法12の２⑥）、30万円以下の罰金。　＊法30一・四 |